

江差町通学路交通安全プログラム

平成 27 年 11 月

江差町通学路安全推進連絡協議会

1. プログラムの目的

平成 24 年に全国で登校下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、江差町では平成 24 年 8 月に市街地の小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策をしてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「江差町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進連絡協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

協議会メンバー

- ・北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所
- ・渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所
- ・江差警察署
- ・江差町立学校
- ・江差町教育委員会
- ・江差町立学校 P T A 代表者
- ・江差町建設水道課
- ・江差町総務課
- ・江差町青少年健全育成会議

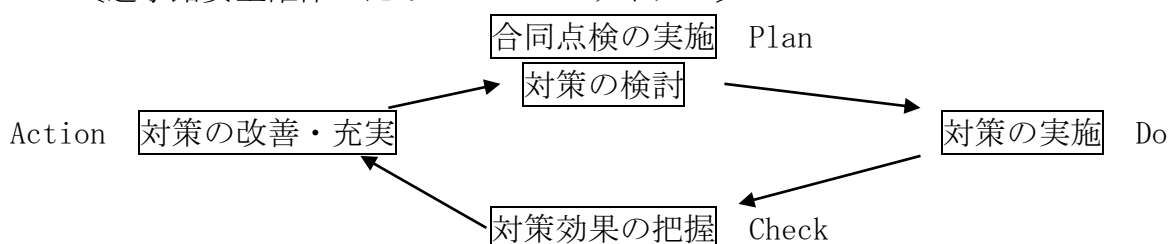
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路安全確保のための P D C A サイクル〕



(2) 定期的な合同点検

- ・町内の各学校は通学路（学校の統廃合その他により新たに指定される予定の個所を含む。）の点検を実施し、交通安全の観点から危険性が認められる個所を抽出します。
- ・各学校は、点検の結果判明した危険個所について、保護者等の意見にも配慮し、合同点検が必要な個所を通学路安全推進連絡協議会に報告します。
- ・合同点検が必要な個所について、学校、保護者、教育委員会、江差町、道路管理者、警察の他、地域の実情に応じて住民等が参加する合同点検を必要に応じて行います。
- ・地域の要望等を踏まえて、道路管理者等が必要と判断する個所についても点検を実施します。
- ・必要に応じて、積雪期の合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進連絡協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要個所について、個所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要個所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の個所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、児童生徒や保護者へ意見を聴くなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 個所図、個所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策個所図」を作成し、公表します。